

# 中小企業の機会と課題—メコン地域および中国—



社会知性開発研究センター/アジア産業研究センター(研究代表=小林守商学部教授)の国際シンポジウム「アジアにおける中小企業の機会と課題—メコン地域および中国—」が、東亜大学ASEANセンター(山口県下関市)との共催で12月15日、同大学キャンパスで行われた。

講演では、まず「メコン地域における中小企業の機会と課題」をテーマに、当センターが実施してきたメコン地域の実態調査の結果を生産・流通・物流・経営の視点から実態と課題について報告がなされた。

次に、西澤信善東亜大学ASEANセンター所長から「山口・九州地域における中小企業とアジア」というテーマで、中小企業家同友会のアンケート結果から見た労働力不足の業態別動向と今後想定される課題と対策について報告がなされた。

続いて、中国の張抗私・東北财经大学教授から「中国市場、政策及び日本の対中直接投資」というテーマで、日本の対中直接投資の歴史、中国全土と遼寧省における産業別対内直接投資の推移について報告後、大連市が実施している対外開放による外資利用のための支援策について報告がなされた。

最後に、ラオス国立大学のサヤボン・シティサイ講師から「ラオスにおける日本中小企業のビジネスチャンス—ラオスの経済発展に向けて—」というテーマで、ラオスの経済状況と発展計画についての報告後、ASEAN経済共同体(AEC)により期待される具体的な効果と想定される課題、及びラオスの経済特区の概要についての報告討論する6氏

社会知性開発研究センター

## 山口で国際シンポジウム開催

### アジア産業研究センター

本シンポジウムは、メコン地域を含むアジアにおける中小企業の動態を過去10年以上調査してきた当センターと、地域のビジネス社会及びアジアに幅広い人脈を持つ東亜大学ASEANセンターが協力を生かし、これまでの活動成果を紹介することを目的として開催され、約80人の聴衆を前に行われた。

講演では、まず「メコン地域における中小企業の機会と課題」をテーマに、当センターが実施してきたメコン地域の実態調査の結果を生産・流通・物流・経営の視点から実態と課題について報告がなされた。

次に、西澤信善東亜大学ASEANセンター所長から「山口・九州地域における中小企業とアジア」というテーマで、中小企業家同友会のアンケート結果から見た労働力不足の業態別動向と今後想定される課題と対策について報告がなされた。

続いて、中国の張抗私・東北财经大学教授から「中国市場、政策及び日本の対中直接投資」というテーマで、日本の対中直接投資の歴史、中国全土と遼寧省における産業別対内直接投資の推移について報告後、大連市が実施している対外開放による外資利用のための支援策について報告がなされた。

最後に、ラオス国立大学のサヤボン・シティサイ講師から「ラオスにおける日本中小企業のビジネスチャンス—ラオスの経済発展に向けて—」というテーマで、ラオスの経済状況と発展計画についての報告後、ASEAN経済共同体(AEC)により期待される具体的な効果と想定される課題、及びラオスの経済特区の概要についての報告討論する6氏

た人材の流出防止や効率的なインフラ整備が課題であり、公共部門との連携も重要である—との結論を得た。

本シンポジウムは、2014年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択された「メコン諸国における経済統合的なインフラ整備が課題の中小企業への影響についての研究—ASEANサプライチェーン」の観点からプロジェクトがこれまで5年間行ってきた研究の最終報告であった。(岩尾詠一郎商学部教授)

初学の学芸員課程セミナー

本学の学芸員課程が本格的に展開して30年になるのを記念し、第1回学芸員課程セミナー「博物館、学芸員のしごと」が12月15日、生田キャンパスで開かれた。学生ら約150人が聴講した。講師は本学の学芸員課程を受講し、現在は学芸員として活躍する竹内智晴さん(平26文)、細川海理さん(平25経経)と、大規模な美術展覧会の企画運営に携わってきた高木

魅力を後世に伝える仕事。見る人を意識して企画を考え、具体化するこゝとが大切だ」と語った。高木さんは、ムンク展(2018~19年)などを担当。「モノに礼を尽くす」「モノとヒトの安全第一」というキーワードを挙げた。「トラブルが起きた時、冷静に対応する現場力が求められる」とし、学芸員を目指す学生に「狭き門だと諦めないで、道は必ず開ける」とアドバイスした。

聴講した舛野雄介さん(文2)は「知識だけでなく、必要な技術を身につけることも大切だと分かった」と話した。

セミナーに合わせ、2号館の展示実習室で「博物館実習」の公開展示が行われた。履修者が構成、製作した展示を、多くの出席者が見学した。

人文科学研究所公開講演会

赤坂准教授は「データから読み取れる気候の変化を解説する赤坂准教授」

赤坂准教授は「データから読み取れる気候の変化を解説する赤坂准教授」

赤坂准教授は「データから読み取れる気候の変化を解説する赤坂准教授」

文・斎藤教授の共同研究を採択

国立国語研究所

斎藤達哉文学部教授らの共同研究「日本語研究の戦前と戦後—国立国語研究所草創期に關与した研究者を通して明らかにする日本語の研究史—」が人間文化研究機構国立国語研究所(国語研)の2018年度「共同利用

合格者23人に

公認会計士試験

2018年度公認会計士試験で1月24日現在、新たに卒業生2人の合格者が判明した。合格者は卒

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。

「婚姻の自由」とは、そして「家族」とは何でしょう。

日本国憲法24条1項には婚姻の自由が定められています。しかし社会が変化するなかで制度が追いつかず、婚姻の自由の侵害を訴える動きが見られるようになりまし

た。国内では夫婦別姓訴訟、2月に提訴された同性婚訴訟などがそれです。

本研究では日本における家族関係の憲法判例の分析と検討に加えて、米国の同性婚訴訟を巡る議論も参照し、現代社会における「婚姻の自由」、そして「家族」像を探究します。

家族は社会の中でも特別なつながりを持つ私的結社です。国は家族形成の基礎となる婚姻を法律上の制度とし、一定の義務や

「婚姻の自由」とは、そして「家族」とは何でしょう。

日本国憲法24条1項には婚姻の自由が定められています。しかし社会が変化するなかで制度が追いつかず、婚姻の自由の侵害を訴える動きが見られるようになりまし

た。国内では夫婦別姓訴訟、2月に提訴された同性婚訴訟などがそれです。

本研究では日本における家族関係の憲法判例の分析と検討に加えて、米国の同性婚訴訟を巡る議論も参照し、現代社会における「婚姻の自由」、そして「家族」像を探究します。

現代の「家族」に憲法はどう向き合うか

権利を発生させています。同時に家族は個人の人格的側面に関わる私的な領域でもあります。性別役割分業など、家族の中の不平等についても論じていくつもりです。

家族のあり方も、婚姻の形も、今まさに動き、変化しています。民法や社会学など、さまざまな学問分野がからみますが、憲法学者として、憲法がどのようにこの問いに向き合うか読み解いていきたいと思っています。

憲法は難しい、自分には関係ないと思う人も多いでしょう。しかし憲法上のさまざまな権利はわれわれに身近なものです。たとえば「婚姻の自由」は、結婚してもなくても、だれにでも関わることです。

人にはどういった権利が必要なのか、社会はどうあるべきか、身近に置き換えて考えよう、法科大学院や法学部の学生たちに伝えていきます。そして権利が侵害された場合、当事者の痛みを想像し、最終的にはどういった法制度だったらいいか、どのような憲法解釈が妥当なのかを考えよう、と。自分に引きつけて考えることは、勉強の理解にとって大事ですし、大学で学ぶことの大きな意義だと思います。

(たしろ)あき東北大学大学院法学部博士課程修了(博士)法学。現代社会と憲法学(共著)『現代日本の憲法』(共著)。専門は憲法学(アメリカ)。表現の自由などに詳しい。

公開講座情報

法学研究所シンポジウム

Lay Participation Worldwide

市民の司法参加について、旧ソ連やロシア、カナダの実情をニコライ・コバレフ氏(カナダ・ウイリフッド・ローリエ大学)が報告。日本の研究者、弁護士、裁判員経験者に加え、裁判員制度の国際的位置づけを検討する。

▽日時 3月2日(土)

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。

## 知の発信



法科大学院教授 田代 亜紀

科 研 費 採 択 研 究 从 事 員

「婚姻の自由」とは、そして「家族」とは何でしょう。

日本国憲法24条1項には婚姻の自由が定められています。しかし社会が変化するなかで制度が追いつかず、婚姻の自由の侵害を訴える動きが見られるようになりまし

た。国内では夫婦別姓訴訟、2月に提訴された同性婚訴訟などがそれです。

本研究では日本における家族関係の憲法判例の分析と検討に加えて、米国の同性婚訴訟を巡る議論も参照し、現代社会における「婚姻の自由」、そして「家族」像を探究します。

## 現代の「家族」に憲法はどう向き合うか

権利を発生させています。同時に家族は個人の人格的側面に関わる私的な領域でもあります。性別役割分業など、家族の中の不平等についても論じていくつもりです。

家族のあり方も、婚姻の形も、今まさに動き、変化しています。民法や社会学など、さまざまな学問分野がからみますが、憲法学者として、憲法がどのようにこの問いに向き合うか読み解いていきたいと思っています。

憲法は難しい、自分には関係ないと思う人も多いでしょう。しかし憲法上のさまざまな権利はわれわれに身近なものです。たとえば「婚姻の自由」は、結婚してもなくても、だれにでも関わることです。

人にはどういった権利が必要なのか、社会はどうあるべきか、身近に置き換えて考えよう、法科大学院や法学部の学生たちに伝えていきます。そして権利が侵害された場合、当事者の痛みを想像し、最終的にはどういった法制度だったらいいか、どのような憲法解釈が妥当なのかを考えよう、と。自分に引きつけて考えることは、勉強の理解にとって大事ですし、大学で学ぶことの大きな意義だと思います。

(たしろ)あき東北大学大学院法学部博士課程修了(博士)法学。現代社会と憲法学(共著)『現代日本の憲法』(共著)。専門は憲法学(アメリカ)。表現の自由などに詳しい。

計報

山下文明氏(やましたふみあき) 名誉教授。元商学部教授

2月7日、86歳で死去。1963年から2003年まで在職。専門は国際マーケティング。